

東京医科大学に対する共通義務確認訴訟の判決を受けて

当機構が、医学部入学試験において性別等の属性により得点調整を行っていた東京医科大学に対し、受験料等の損害賠償義務があることの確認を求めて提起した共通義務確認訴訟につき、本日、東京地方裁判所において、当機関の請求をほぼ認める判断がなされた。本判決は、2016年10月1日に施行された消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の初めての判断であり、個々に弁護士等に依頼をして被害回復を求めることが経済的・手続的に見合わない本件のような事案において、多くの受験生に被害回復の道を開くものとして、大きな社会的意義を有するものである。

東京医科大学は、入学試験という最も公平性が要求される局面において、募集要項等で予め明らかにすることなく、二次試験の小論文の採点において、単に女性であることや、高校卒業から年数が経過しているといった属性のみを理由に、差別的な得点調整を行っていた。そして、東京医科大学は、本件訴訟において、かかる得点調整の影響により不合格となった者については追加合否判定を実施して入学の機会を与えた以上、受験料等が損害になることはなく、また、得点調整の有無にかかわらず不合格であった者についても、得点調整は合否判定に影響を与えておらず、侵害された法益もない、女性や浪人生等は、仮に得点調整が実施されることを知っていたとしても、教育内容やその質、学費、立地等を踏まえて、東京医科大学に出願していた可能性が高い等と主張し、全面的に責任の有無を争っていた。

しかしながら、本判決は、東京医科大学の上記のような主張を一蹴し、同大学が行っていた性別等の属性による得点調整は、憲法14条1項や大学設置基準2の2の趣旨等に反するものであると判断した。そして、事前に説明されない限りは、性別等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を受験生が有しており、その期待は、法的保護に値するものとした。そして、入学試験の評価において考慮する旨を告知すべき信義則上の義務を負うものとした。また、属性に基づく得点調整により合否の判定に実質的な不利益を被ることが事前に判明していれば当該大学に出願しないと考えることは極めて自然であるとして、違法行為との因果関係を認めた。

本件訴訟は、制度上の制約により、平成29年度及び平成30年度の入学試験に限定した請求とならざるを得なかつたものであるが、内部調査委員会の報告書によれば、東京医科大学は、少なくとも平成18年度入試以降は、かかる差別的な得点調整を行ってきたとされており、長年にわたる東京医科大学の違法行為は、医学部の入学試験に対する信頼を大きく損なうものであると同時に、多くの受験生らの真摯な努力を大きく踏みにじるものであって、到底、許されるものではない。

当機関としては、東京医科大学においては本判決を真摯に受け止め、これ以上争うことなく、簡易確定手続に進み、一日も早く、受験生らに被害回復がなされるよう、強く要望するものである。併せて、制度上の制約により、本件訴訟の対象外となった平成28年度以前の受験生らに対しても、本制度外において、返金対応すべきである。

そして、平成29年度及び平成30年度に東京医科大学の医学部入学試験を受験した者で、属性による得点調整の対象となっていた受験生においては、本判決が確定した後に開始される簡易確定手続に積極的に参加されるよう、呼びかけを行うものである。

2020年（令和2年）3月6日

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

代表理事 副理事長 佐々木幸孝